

名古屋鉄道神宮前駅構内で発生した 脅迫・暴行犯人隠避事件に関する法令

出典 電子政府の総合窓口「法令データ検索システム」
国土交通省鉄道局監修『注解鉄道六法（平成20年版）』第一法規出版

刑法（抄）

明治40年4月24日法律第45号

最終改正：平成19年5月23日 法律第54号

第2編 罪

第7章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪

（犯人蔵匿等）

第103条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

（証拠隠滅等）

第104条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第27章 傷害の罪

（暴行）

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

鉄道営業法（抄）

明治33年3月16日法律第65号

最終改正：平成18年3月31日 法律第19号

第2章 鉄道係員

（罰則）

第24条 鉄道係員職務取扱中旅客若ハ公衆ニ対シ失行アリタルトキハ30円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

変更適用 罰金額の変更 = 罰金等臨時措置法 2条1項

第25条 鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキハ3月以下ノ懲役又ハ500円〔2万円〕以下ノ罰金ニ処ス

変更適用 罰金額の変更 = 罰金等臨時措置法 2条1項